平成２１年（フ）第９２８１号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―705号
債務者　川崎　一剛
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１１号
大阪府四條畷市南野５丁目６番５号　エスポワールミナミノ201
債務者　下野　照二
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６号
岡山市北区御津高津1099番地
債務者　浅井美代子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１号
愛媛県大洲市田口甲2553番地１市営住宅多賀団地４号
債務者　水本　美美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３００５号
横浜市港北区篠原西町33番13号　セレスト篠原101
債務者　佐藤　哉志
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１７９号
横浜市緑区東本郷４丁目４番12―503号
債務者　田口　甲夫
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８４号
横浜市南区永田山王台36番６号　さくら荘２号館205号室
債務者　有馬　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４号
岡山県津山市押入684番地２
債務者　春名　浩二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３３号
栃木県大田原市紫塚１丁目12番30号
債務者　坂内　銀子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１３４号
栃木県那須塩原市二区町1438番地14、前住所栃木県大田原市本町２丁目2829番地223ジョイフル鈴木Ｃ棟107号
債務者　岩間　一明
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第５６７号
静岡県磐田市岩井2116番地　クレールイワイ101号
債務者　今村　好孝
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
静岡県磐田市二之宮428番地１　レオパレスクレージュ310号、前住所愛知県岡崎市宮地町字前畑48番地２　グリーンタウン宮地Ｂ―303
債務者　佐藤　雅英
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
長崎県佐世保市日宇町2810番地224
債務者　橋口　　眞
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
長崎県佐世保市日宇町2810番地224
債務者　橋口　香澄
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
秋田県大仙市横堀字杉下93番地
債務者　梅津　盛悦
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１３０号
長野県小諸市大字市435番地１、前住所長野県小諸市大字市642番地１
債務者　伊藤　善次
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部